引っ越しなどで暮らしが変わったら各種届け出を

３月と４月は、引っ越しをする人が多くなる季節です。
引っ越しで住所が変わったら、14日以内に住所変更の届出をしてください。
マンションや寮は、部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、市役所からの大切なお知らせが、お手元に届かない場合があります。
「マイナンバーカード」にも最新の住所を記載する必要があります。忘れずにお持ちください（数字４ケタの暗証番号が必要）。同一世帯以外の人は、当日の処理はできません。

住民異動手続き　場 市民課、各支所

こんなとき	必要なもの（代理人の場合は委任状が必要）	問い合わせ先
他の市町村から転入したとき（転入届）	転出証明書（マイナンバーカードを使った転出届をした人は不要） 本人確認書類　　マイナンバーカード	市民課（☎0848－38－9102）
他の市町村へ転出するとき（転出届） ※マイナポータルからオンライン届出も可能。詳しくはデジタル庁HPをご覧ください。	本人確認書類 マイナンバーカード（転居のみ） 国民健康保険の保険証か資格確認書等 後期高齢者医療の保険証か資格確認書等 介護保険証	
市内で住所が変わったとき（転居届）		
世帯主や世帯の構成が変わったとき（世帯主変更届、世帯分離届等）	本人確認書類 国民健康保険の保険証か資格確認書等 後期高齢者医療の保険証か資格確認書等	

国民健康保険・国民年金の手続き
場 保険年金課、各支所（御調は御調保健福祉センター）

	こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
国保に加入	他の市町村から転入した	本人確認書類	保険年金課（国保☎0848－38－9142）（国民年金☎0848－38－9143）
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類	
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書（被扶養者資格喪失証明書）、本人確認書類	
	子どもが生まれた	母子健康手帳、本人確認書類	
国保を脱退	他の市町村へ転出する	保険証か資格確認書（※）	
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証か資格確認書等（※）	
	職場の健康保険の被扶養者となった		
	国保の加入者が死亡	保険証か資格確認書（※）、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者・被保険者の名前と葬祭執行日が確認できるもの（会葬礼状・埋火葬許可証（控）等）	
国保（その他）	住所・世帯・名前の変更	保険証か資格確認書（※）	
	保険証・資格確認書等をなくした	本人確認書類・委任状（代理人の場合）	
	就学のため、子どもが他の市町村へ転出する	保険証か資格確認書、在学証明書・学生証など、マインナンバーカードか通知カード	
国民年金に加入	職場の厚生年金をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳等	
	厚生年金加入の配偶者の扶養から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書（被扶養者資格喪失証明書）、年金手帳等	

※限度額適用認定証・特定疾病療養授療証をお持ちの人は、それらの証も必要です。

日曜にも転入・転出などの手続きができます

日 ３月30日㈰、４月６日㈰ ８:30～17:15
場 市民課、因島総合支所市民生活課
内 ○住民変更の届（転入・転出・転居など）
○印鑑登録、証明書の発行（住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書など）
○戸籍届出（婚姻や出生など）※後日審査の場合あり。
○パスポートの受け取り※申請不可。
○マイナンバーカードの受け取り、電子証明書の発行・更新※カードは各支所で保管しています。移送が必要ですので、受け取り希望日直前の水曜17:00までに市民課へご連絡ください。

受け取り希望日	連絡期限
３月30日㈰	３月26日㈬ 17:00まで
４月　６日㈰	４月　２日㈬ 17:00まで

○所得に関する証明書の発行
※納税や資産に関する証明は除く。事前に担当課（収納課☎0848－38－9172、因島瀬戸田市民税係☎0845－26－6227）へご確認ください。
※一部取り扱いができないものもありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。
※住所変更にともなう年金・国保等の手続きは、後日担当課で行ってください。
問 市民課（☎0848－38－9102）
因島総合支所市民生活課（☎0845－26－6208）

HPで本庁窓口の混雑状況が確認できます。　混雑状況確認▶

多量の引っ越しごみはごみステーションに出せません

分別して直接施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

■転入や転居した人へ
市内でも地域によって収集日や分別が異なります。ごみ分別ガイドブック等でご確認ください。

■マンション・アパートなどを管理する人へ
収集日とごみ分別のルールを入居者に周知してください。収集日の日程表等をお渡ししますので、ご連絡ください。

問【尾道・御調・向島地区】
尾道市クリーンセンター（☎0848－48－2900）
清掃事務所[収集]・衛生施設センター[持込]
【因島地区（原・洲江含む）】
南部清掃事務所（☎0845－24－0432）
【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所（☎0845－27－0454）

土曜に上下水道の使用開始・使用中止の電話受付を行います

日 ３月22日㈯・29日㈯ ８:30～17:15
問 上下水道局お客様料金センター（☎0848－37－9300）

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日日時・期間 場場所 対対象 内内容 定定員 料料金 持持参物 締締切 申申込方法・申込先 問問い合わせ先 ☎電話 FAXファクス ✉電子メール HPホームページ

均等割のみ世帯対象
物価高騰重点支援臨時給付金（3万円）を支給します。

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、尾道市独自の支援策として、令和６年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主および、その世帯にいる18才以下の子どもに対し、物価高騰重点支援臨時給付金を支給します。

給付金額　１世帯あたり３万円
（子ども１人あたり２万円を加算）
支給方法　世帯主名義の口座へ振込
対 令和６年12月13日時点（基準日）で尾道市に住民票があり、世帯全員が、令和６年度の住民税所得割が課されておらず、少なくとも１人は住民税均等割が課されている世帯または、世帯全員が令和６年度の住民税「均等割のみ課税者」に扶養されている非課税世帯
※世帯員全員が、住民税所得割が課されている人の扶養親族の世帯は除きます。
（上記世帯に属する18才以下の子どもが加算の対象です。）

申請方法
①世帯主に過去の給付金の振込口座の登録がある世帯
→２月20日㈭に、対象と思われる世帯の世帯主へ、通知書を送付しました。この通知書を受け取った世帯については、お手続き不要で給付金が受け取れます。
②①以外の世帯
→２月28日㈮以降に、対象と思われる世帯の世帯主へ、確認書を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限　（②の世帯）５月30日（金）【消印有効】
送付先　〒722－8501 久保一丁目15－1 尾道市臨時給付金担当
問 尾道市給付金コールセンター
（☎050－2030－2712／8:30～17:15
※土・日・祝日を除く。）

健康・福祉

重度心身障害者医療費助成制度をご存じですか

重度の心身障害者（児）で一定の要件に当てはまる人は、申請により医療費の自己負担分の一部を助成します。

対 ①医療保険に加入し、次のいずれかに該当する人。
・身体障害者手帳１～３級を所持している人
・療育手帳Ⓐ・A・Ⓑを所持している人
・精神保健福祉手帳１級と自立支援医療（精神通院）受給者証のどちらも所持している人
②本人・配偶者・扶養義務者の所得が基準額未満であること。
③65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療保険制度に加入していること。（療育手帳Ⓑの人は除く。）

詳しくは、市HPをご覧いただくか、お問い合わせください。
問 社会福祉課（☎0848－38－9124）
市HP▶

自死遺族の分かち合いの場「ツナグ」

家族を自死で亡くした自死遺族の集いで、遺族だけで運営しています。自分の想いを自由に語る中で、同じ遺族と共に分かち合います。参加者の話を聞くだけでも構いません。
※途中参加・退席自由。
※匿名・ニックネームでの参加可能。プライバシーは守られます。
日 ３月22日㈯ 13:00～16:00
場 総合福祉センター
料 300円
問 自助グループ・ツナグ
（☎080－8236－9821）

脊髄小脳変性症の患者やご家族の交流会

理解しあえる仲間との交流会に気楽に参加してください。お待ちしています。
日 ３月23日㈰ 13:00～16:00
場 総合福祉センター
申 電話で
申問 広島ひまわり友の会
（西村☎090－2804－9005）